

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和元年8月12日 14時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市大物 <sup>だいもつ</sup> 東方沖（琵琶湖西部） 大物墓地四等三角点から真方位122°610m付近 （概位 北緯35°12.5′ 東経135°56.3′）
事故の概要	水上オートバイ <sup>バイセ</sup> PAISENは、遊走中、同乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和元年8月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ PAISEN、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	240-68459大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 同乗者A
負傷者	軽傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 3、視界 良好 水象：波高 約0.3m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか1人が後部座席に乗り、全員救命胴衣を着用し、遊走の目的で発進した。 本船は、同乗者2人が取っ手等をつかまない状態で、増速しながら遊走を開始してから約1分後、風を左斜め前から受けながら約30km/hの対地速力で遊走中、同乗者2人が同時に落水し、最後尾に座っていた同乗者Aが本船のジェット噴流を下半身に受けて肛門裂傷を負った。 同乗者Aは、本事故当時、ビキニ型の水着を着用していた。
分析	本船は、同乗者が水着を着用し、取っ手等につかまっていない状態で、船長が約30km/hの対地速力で航行したことから、同乗者2人が落水した際、同乗者Aが本船のジェット噴流を下半身に受けて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、同乗者が水着を着用し、取っ手等につかまっていない状態で、船長が約30km/hの対地速力で本船を航行したため、同乗者2人が落水した際、同乗者Aが本船のジェット噴流を下半身に受けたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイに乗船する者は、落水した際、水上オートバイのジェット噴流等により、体に大きなけがを負うおそれがあるの

で、体を保護できるウェットスーツボトム等を着用することが望ましい。

- ・水上オートバイの船長は、発進前、同乗者にとり手等を確実につかんだ態勢を保持するよう注意を促すこと。